

無 利 息 型 普 通 預 金

令和 6 年 10 月 1 日現在

1. 商 品 名	・ 無利息型普通預金
2. 販売対象	・ 法人、個人、権利能力なき社団、任意団体
3. 期 間	・ 期間の定めはありません。
4. 預 入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・ 随時預入 ・ 1 円以上 ・ 1 円単位
5. 払戻方法	・ 随時払戻しできます。
6. 利 息	・ 無利息
7. 税 金	・ 無し
8. 手 数 料	・ キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める「自動機 利用手数料等」によるものとします。(詳しくは「手数料一覧」をご覧ください)
9. 付加できる特約 事項	・ 個人の方は「総合口座」の取扱いができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率 に0.5%上乗せした利率)。
10. 中途解約時の 取扱い	_____
11. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	＜苦情処理措置＞ 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または次の担当部署にお申し出ください。 大垣西濃信用金庫 コンプライアンス統括部 郵便番号:503-0828 住 所:岐阜県大垣市恵比寿町 1 丁目1番地 ・お問い合わせ先(平日営業日のみ 9:00～17:00) フリーダイヤル:0120-167-506 携帯電話からは 0584-47-8811(通話料有料) FAX:0584-75-6105 Eメール: customer@ogakiseino-shinkinbank.jp ・ 受付媒体:電話、FAX、手紙、Eメール、面談等で承ります。 ＜紛争解決措置＞ 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-35 95-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等 で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営 業日にコンプライアンス統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03 -3517-5825)にお申し出ください。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけま す。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の 弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調 停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もありま す。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん 相談所にお問い合わせください。

[商品概要説明書]

12. その他参考となる事項	・ 公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。 ・ 普通預金から無利息型普通預金に切替時利息の組入れがある場合は、最初に到来する普通預金の利息決済日に精算し、当該無利息型普通預金口座にご入金いたします。 ・ 総合口座普通預金で未払い利息がある場合は、切替時には変更せず、最初に到来する利息決済日に精算いたします。 ・ 切替後も以前の普通預金と同一の口座番号、届出印、通帳、キャッシュカード(キャッシュカードが発行されている場合)を引続き使用するものとします。
----------------	---